

固定資産評価(土地)現地調査にご協力をお願いします

問 税務課 ☎(55)7122

現地調査は、土地に接する道路の幅員や状態などを把握し、適正な評価を行うためのものです。調査は市が委託した業者が行い、写真撮影も行います。調査員は市が発行した顔写真付きの「調査員証」を必ず携帯していますので、必要な場合は提示をお願いします。

▼調査期間／4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

土地・家屋の評価など縦覧、閲覧できます

問 税務課 ☎(55)7122

縦覧制度

固定資産税の納税者が、ご自分の土地や家屋の評価額について、他の土地や家屋の評価と比べて、その価格が適正かどうかを判断することができます。

▼縦覧期間／4月1日(月)～30日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

縦覧場所／税務課

※各支所に縦覧帳簿は設置しません。

▼縦覧に必要なもの／納税者として本人確認ができるもの(納税通知書・マイナンバーカード・運転免許証など)

※代理人は委任状が必要です。

縦覧制度

納税義務者は、固定資産課税台帳に記載されている自己資産について、閲

覧および証明により内容を確認することができません。

▼閲覧期間／4月1日(月)～令和7年3月31日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

縦覧場所／税務課および各支所

縦覧できる方

- ① 納税義務者(家族の場合は当初納税通知書または委任状と身分証明書の提示が必要)
- ② 借地人・借家人(その権利を有する書類が必要)
- ③ 処分する権利を有する方(その権利を有する書類が必要)

軽自動車税の減免申請について

問 税務課 ☎(55)7123

軽自動車税の減免を申請する方は、毎年賦課期日の4月1日から、納期限の7日前までに申請書を提出する必要があります。令和6年度の減免を申請される方は5月24日(金)までに申請書を提出してください。

税務署からのお知らせ

問 津島税務署 ☎(26)2161

毎年4月は20歳未満飲酒防止強調月間です。20歳未満の方の飲酒は法律で禁止されています。

令和4年4月に民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されています。

スマートフォン決済アプリによる市税の納付について

スマートフォン決済アプリを利用した市税の納付は、「コンビニ収納用バーコード」を読み取る方法でしたが、令和6年4月1日から、eL-QR(地方税統一QRコード)を利用する方法に変わります。

※LINE Payのみ、引き続きコンビニ収納用バーコードのご利用となります。

◎eL-QR対応税目

市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)
国民健康保険税(普通徴収)

◎eL-QR対応スマートフォン決済アプリ

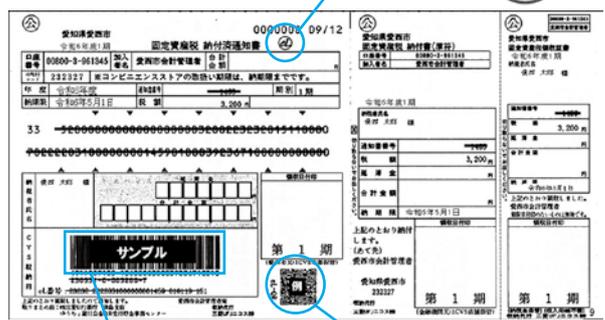
auPay、ファミペイ、PayB、PayPay、d払い、楽天ペイ、BankPayなど
詳しくは、地方税お支払サイトにてご確認ください。

◎介護保険料、後期高齢者医療保険料について

- ・eL-QRに対応していません。引き続き、コンビニ収納用バーコードをご利用ください。
- ・利用できるスマートフォン決済アプリは、ファミペイ、PayB、PayPay、LINE Payのみとなります。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【納付書見本】



地方税お支払サイトはこちらから→

